

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

○地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 (総務課)	7
○亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (保育課)	8
○亀岡市立幼稚園条例の一部改正 (教育総務課)	8
○亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例及び亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正 (保育課)	9
○亀岡市立図書館条例の一部改正 (図書館)	16
○亀岡市印鑑条例の一部改正 (市民課)	17
○亀岡市自転車等駐車場条例の一部改正 (土木管理課)	18
○亀岡市都市公園条例の一部改正 (都市整備課)	19
○亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市下水道条例の一部改正 (お客様サービス課)	20
—— 規 則 ——	
○亀岡市財務規則の一部改正 (保育課)	21
○出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正 (総務課)	22

○亀岡市一時保育の実施に関する規則の一部改正 (保育課)	23
○亀岡市保育の必要性の認定基準に関する規則 (保育課)	23
○亀岡市児童手当事務処理規則の一部改正 (保育課)	24
○亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部改正 (保育課)	24
○亀岡市桂川包括占用区域使用規則の廃止 (都市整備課)	28

—— 告 示 ——

○収納事務の委託 (保育課)	28
○亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金交付要綱 (水道課)	28
○亀岡市実費徴収に係る補足給付事業費補助金実施要綱 (保育課)	38
○亀岡市立保育所副食費の徴収に関する要綱 (保育課)	40
○公示送達 (保険医療課)	41
○特定子ども・子育て支援施設等の告示 (保育課)	42
○亀岡市予防接種費用助成金交付要綱の一部改正 (健康増進課)	44
○亀岡市妊婦健診費用助成要綱の一部改正 (子育て支援課)	45
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	45
○公示送達 (税務課)	46

○市道路線の認定に関する告示 (土木管理課) 46	○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 62
○市道路線の変更に関する告示 (土木管理課) 47	—— 任免及び辞令 ——
○市道路線の区域に関する告示 (土木管理課) 49	教育委員会欄
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 50	—— 規 則 ——
○市道路線の廃止に関する告示 (土木管理課) 51	○亀岡市立幼稚園園則の一部改正 66
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 52	○亀岡市立図書館条例の一部を改正する 条例の施行期日を定める規則 67
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 53	○亀岡市立図書館運営規則の一部改正 67
○放置自転車の撤去、保管(土木管理課) 54	—— 教育長訓令 ——
○物品売払代金の徴収事務の委託 (文化・スポーツ課) 55	○亀岡市立幼稚園運営規程の一部改正 68
○南丹都市計画用途地域の変更による都 市計画の図書の縦覧(都市計画課) 55	選挙管理委員会欄
○南丹都市計画地区計画の決定による都 市計画の図書の縦覧(都市計画課) 56	—— 告 示 ——
○南丹都市計画地区計画の変更による都 市計画の図書の縦覧(都市計画課) 56	○亀岡市長選挙におけるポスター掲示場 の設置場所 68
○公示送達(保険医療課) 57	○亀岡市長選挙に係る各候補者の選挙運 動費用収支報告書の要旨の公表 68
—— 訓 令 ——	○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請 求及び合併協議会設置の請求に要する 有権者総数の50分の1の数 69
○亀岡市事務処理規程の一部改正 (保育課) 59	○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の 解職請求に要する有権者総数の3分の 1の数 69
—— 公 告 ——	○合併協議会設置協議について選挙人の 投票に付する請求に要する有権者総数 の6分の1の数 69
○都市公園の供用開始(都市整備課) 59	○指定関係投票区の変更 69
○南丹都市計画生産緑地地区の変更によ る都市計画案の縦覧(都市計画課) 59	○亀岡市長選挙の期日 70
○指定区域変更案の縦覧(都市計画課) 60	○亀岡市長選挙における選挙長及び同職 務代理者 70
○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 60	○亀岡市長選挙において選挙長が立候補 の届出の受付等の事務を取り扱う場所 及び亀岡市選挙管理委員会が選挙の管 理執行を行う場所 70
○公募型プロポーザル方式による業務受 託候補者の選定(総務課) 61	

○亀岡市長選挙における候補者1人についての選挙運動に関する支出金額の制限額	70	○亀岡市長選挙において当選した当選人の住所及び氏名	79
○亀岡市長選挙において用いる街頭演説用標旗、腕章等の配色	71	農業委員会欄	
○亀岡市長選挙において用いる投票用紙の様式	71	—— 告 示 ——	
○亀岡市長選挙における期日前投票所	72	○別段の面積（下限面積）	79
○亀岡市長選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者	73	—— 公 告 ——	
○亀岡市長選挙における各投票区の投票所	74	○令和元年10月定例総会の開催	80
○亀岡市長選挙における各投票区の投票管理者及び同職務代理者	75	○令和元年11月定例総会の開催	80
○亀岡市長選挙における選挙会の場所及び日時	76	上下水道部欄	
○亀岡市長選挙における開票事務	76	—— 規 程 ——	
○亀岡市長選挙における選挙公報掲載申請の期限	76	○亀岡市指定給水装置工事事業者規程の一部改正	81
○亀岡市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	76	○亀岡市水道料金等収納事務委託規程の一部改正	83
○亀岡市長選挙における投票記載所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	77	○亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程の一部改正	83
○亀岡市長選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時	77	—— 告 示 ——	
○亀岡市長選挙において用いる政治活動用自動車の表示板の配色	77	○料金収納事務の委託	84
○亀岡市長選挙において選挙運動用ビラ証紙交付票及び政治活動用ポスター証紙交付票に使用する印	77	○亀岡市下水道排水設備指定工事事業者取消の告示	84
○亀岡市長選挙における選挙立会人を定めるくじを行わない旨の告示	78	○亀岡市下水道排水設備指定工事事業者取消の告示	84
○亀岡市長選挙における投票管理者職務代理者の変更	78	○亀岡市下水道排水設備指定工事事業者取消の告示	85
○亀岡市長選挙における選挙会の日時の変更	79	○亀岡市下水道排水設備指定工事事業者取消の告示	85
		○亀岡市下水道排水設備指定工事事業者取消の告示	86
		○亀岡市下水道排水設備指定工事事業者取消の告示	86

公布された条例のあらまし

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例要綱

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、令和元年12月14日から施行することとした。

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、令和元年12月14日から施行することとした。

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、幼児教育・保育の無償化が開始されることを受け、亀岡市立幼稚園の保育料を無償とするとともに、その取扱いについて、市内の他の特定教育・保育施設と同様とすることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、令和元

年10月1日から適用することとした。

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例及び亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

- 1 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、幼児教育・保育の無償化が開始されることを受け、満3歳以上（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）の教育・保育給付認定子どもに係る保育料を無償とし、満3歳未満（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）の教育・保育給付認定子どもに係る保育料について限度額を定めることとした。
- 2 保育の無償化に伴う副食費の取扱い等所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用することとした。

亀岡市立図書館条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市内丸町1番地の18に亀岡市立図書館中央館第2駐車場を設置することとした。
- 2 当該駐車場の使用料を次のとおり定めることとした。

区分	単位	駐車料金	
普通自動車	1台	2時間以内	2時間を超える部分につき30分までごと
		400円	200円
バス（予約制）	1台	1回 2,000円	

- 3 この条例は、別に規則で定める日から施行することとした。

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例要綱

- 1 住民基本台帳法施行令等の一部改正により、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることに伴い、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、令和元年11月5日から施行することとした。

亀岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例要綱

- 1 JR亀岡駅北口自転車等駐車場の設置位置を次のとおり改正することとした。

現 行	亀岡市追分町谷筋11番
改正後	亀岡市追分町谷筋4番、4番3、7番、7番3、7番4、11番、11番2、12番2、13番2及び13番3

2 JR亀岡駅北口自転車等駐車場の使用料を次のとおり改正することとした。

種別		駐車料金				
		一時使用	定期使用			
			対象者／月	1月	2月	3月
現 行	自動二輪車及び 原動機付自転車	150円	一般	2,000円	3,700円	5,200円
	自転車	100円	一般	1,000円	1,900円	2,600円
改正後	自動二輪車及び 原動機付自転車	200円	一般	3,500円	6,400円	9,100円
			学生	3,200円	6,100円	8,600円
	自転車	150円	一般	2,500円	4,600円	6,500円
			学生	2,300円	4,400円	6,200円

3 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例要綱

1 保津川かわまちづくり計画に基づき整備された保津川左岸河川敷を新たに都市公園法に基づく都市公園として、次のとおり規定することとした。

名 称	位 置
保津川水辺公園	亀岡市保津町泉口、八ノ坪、武者田、三ノ坪、四ノ坪地内

2 当該公園内で火気の使用（バーベキュー）ができるよう、所要の規定整備を図ることとした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市下水道条例の一部を改正する条例要綱

- 1 水道法の一部改正による指定給水装置工事事業者の指定の更新制の導入に伴い、当該更新手数料を定めることとした。
- 2 下水道の排水設備に係る指定工事業者の更新手数料を、指定給水装置工事業者に係る更新手数料と同額に改めることとした。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第39号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第20条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第21条第1項及び第23条第5項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例(昭和30年亀岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(亀岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 亀岡市職員等の旅費に関する条例(昭

和37年亀岡市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第2号から第5号まで若しくは」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号又は」に改める。

(亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年亀岡市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成15年亀岡市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第16条及び第17条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第18条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

「揭示済」

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第40号

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年亀岡市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項第2号中「第4号」を「第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第41号

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（保育料）

第3条 保育料は、亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例（平成27年亀岡市条例第11号）の定めるところによる。

第4条を削り、第5条第2項中「第3条第1項に規定する保育料のほか、別表第2」を「別表」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第2号に該当する場合は、この限りでない。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

別表第1を削り、別表第2中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同表を別表とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

「揭示済」

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例及び亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第42号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例及び亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正）

第1条 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例（平成27年亀岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。））」に、「市町村」を「市」に、「それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として規則で定める」を「次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 教育・保育給付認定子ども（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる者に係る教育・保育給付認定保護者 零

ア 法第19条第1項第1号に該当する教育・保育給付認定子ども

イ 法第19条第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次項において「特定満3歳以上保育認定子

ども」という。)を除く。)

- (2) 法第19条第1項第3号に該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。)に係る教育・保育給付認定保護者 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項(令第5条第2項、第9条、第11条第2項及び第12条第2項において準用する場合を含む。)、令第13条第1項及び第14条に定める額を限度として規則で定める額

第2条第3項を削る。

(亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年亀岡市条例第21号)の一部を次のように改正する。

本則(第14条第1項、第21条、第40条から第43条まで、第47条及び第48条、第50条並びに第52条第2項を除く。)中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第2条中第24号を第29号とし、第18号から第23号までを5号ずつ繰り下げ、同条第17号中「特定利用地域型保育を含む。次条」を「特定利用地域型保育を含む。同条」に改め、同号を同条第22号とし、同条中第16号を第21号とし、第15号を第20号とし、同条第14号中「法第14条第1項」を「法第7条第10項第5号」に改め、同号を同条第19号とし、同条中第13号を第18号とし、第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成

26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
 (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
 (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
 (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第6条第1項中「利用者負担」を「第14条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第9条中「支給認定証」を「支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)」に改める。

第14条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第20条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に改め、「利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3

号に規定する市町村が定める額とする。)」を「利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額)に改め、同条第2項中「(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額)を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を削り、同条第4項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども 77, 101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども(特定満3歳以

上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57, 700円

(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77, 101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第14条第6項ただし書中「第4項」を「同項」に改める。

第15条の見出し中「施設型給付費等」を「施設型給付費」に改め、同条第1項中「に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第20条」を「の施設型給付費

をいう。以下この項、第20条及び第37条第3項に改め、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」を「特定教育・保育提供証明書」に改める。

第18条中「努め、」の次に「当該」を加え、「その保護者」を「当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条及び第20条中「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第21条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第14条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第28条第3項中「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）」及び「（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第40条第4項において同じ。）」を削る。

第33条第1項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第35条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第36条第3項中「特定教育・保育には特別利用保育を」の次に「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ」を加え、「本章」を「前節」に、「とする。」を「」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に

掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。」に改める。

第37条第3項中「特定教育・保育には特別利用教育を」の次に「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ」を加え、「本章」を「前節」に改め、「同項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「第14条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。」に改める。

第38条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）」に、「の数を1人以上5人以下とし」を「の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下」に改め、「その利用定員の数を」を削り、「19人以下とし」を「19人以下」に、「10人以下とし」を「10人以下」に改める。

第39条第1項中「利用者負担」を「第44条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第40条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に基づき」を「教育・保育給付認定に基づき」に、「認められる支給認定子ども」を「認められる満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を削り、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第44条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）」及び「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「（その額が現に当該特

定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第4項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第47条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第44条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第48条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第50条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第51条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に改め、「この場合において」の次に「、第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子

どもを除く。以下この節において同じ。)について」とを加え、「特定教育・保育に係る」を削り、「法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第20条において同じ。)」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第20条及び第37条第3項」に改め、「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第51条において準用する次項及び第20条において同じ。)に係る」を削り、「に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む」を「の地域型保育給付費をいう」に、「準用する第20条において同じ。)」を「準用する第20条」に、「及び第20条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条」を「中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条」に改める。

第52条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを含む」を「教育・保育給付認定子どもを含む」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第41条第2項を除き、第51条において準用する第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。))、第18条

から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども(第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」

と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。第53条第3項を次のように改める。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項を次のように改める。

特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合に

あつては、当分の間、第14条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第20条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第20条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第7条及び第8条の規定は適用しない。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

（亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の規定は、この条例の適用の日以後に行われる教育・保育に係る保育料について適用し、同日前に行われた教育・保育

に係る保育料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第43号

亀岡市立図書館条例の一部を改正する条例

亀岡市立図書館条例（昭和42年亀岡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条の表に次のように加える。

亀岡市立図書館中央館第2駐車場	亀岡市内丸町1番地の18
-----------------	--------------

第9条ただし書中「図書館中央館利用者」の次に「（普通自動車による利用者に限る。）」を加え、同条の表を次のように改める。

駐車場	区分	単位	駐車料金	
亀岡市立図書館中央館駐車場	普通自動車	1台	2時間以内	2時間を超える部分につき30分までごと
			400円	200円
亀岡市立図書館中央館第2駐車場	普通自動車	1台	2時間以内	2時間を超える部分につき30分までごと
			400円	200円
	バス	1台	1回	2,000円

備考

バスは、予約制とし、亀岡市立図書館中央館第2駐車場の指定された部分に限り駐車することができる。

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

「揭示済」

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第44号

亀岡市印鑑条例の一部を改正する
条例

亀岡市印鑑条例（平成6年亀岡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第6条第1号中「若しくは名」を「、名若しくは旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」に改め、「又は氏名」の次に「若しくは旧氏」を加え、「以下「通称」という。」を「令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。」に改め、同条第2号中「氏名」の次に「又は旧氏」を加える。

第7条第2項第3号中「外国人住民にあっては、」を「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及

び当該旧氏、外国人住民にあっては」に改め、同条第4項中「磁気テープ」を「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」に改める。

第12条第1項第3号中「氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第13条第2項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

「揭示済」

亀岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第45号

亀岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

亀岡市自転車等駐車場条例（平成17年亀岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「
亀岡市追分町谷筋11番 を
」

「
亀岡市追分町谷筋4番、4番3、7番、7番3、
7番4、11番、11番2、12番2、13番2
及び13番3 に改める。
」

別表第1中

「

円 150	一般	円 2,000	円 3,700	円 5,200	を
100	一般	1,000	1,900	2,600	

」

「

円 200	一般	円 3,500	円 6,400	円 9,100	に改める。
	学生	3,200	6,100	8,600	
150	一般	2,500	4,600	6,500	
	学生	2,300	4,400	6,200	

」

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

「揭示済」

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第46号

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第7号中「弄ぶこと」を「使用すること（指定された場所で行うバーベキュー等を除く。）」に改める。

別表第1に次のように加える。

36	保津川水辺公園	亀岡市保津町泉口、八ノ坪、武者田、三ノ坪、四ノ坪地内
----	---------	----------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第47号

亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市下水道条例の一部を改正する条例

(亀岡市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 亀岡市水道事業給水条例(平成29年亀岡市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第5条」を「第6条」に改める。

第38条第1項第2号中「1件につき10,000円」を削り、同号に次の表を加える。

区分	手数料
新規	1件につき10,000円
更新	1件につき10,000円

第43条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

(亀岡市下水道条例の一部改正)

第2条 亀岡市下水道条例(昭和57年亀岡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第39条第1項第2号中「登録」を「指定」に改め、同号の表中

「

円	1件につき10,000
	1件につき1,000

を
」

「

1件につき10,000円
1件につき10,000円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(亀岡市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の亀岡市水道事業給水条例第38条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日以後に申込みのあった給水装置工事事業者の指定手数料については、なお従前の例による。

(亀岡市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の亀岡市下水道条例第39条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった指定工事事業者の指定手数料については、なお従前の例による。

「揭示済」

規則

亀岡市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第32号

亀岡市財務規則の一部を改正する
規則

亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第73条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 子ども・子育て支援法の規定による施設
等利用費

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第33号

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則

出納員及びその他の会計職員設置規則（昭和39年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中42の項を44の項とし、31の項から41の項までを2項ずつ繰り下げ、30の項の次に次の2項を加える。

31 公立保育所副食費の収納	保育課長	保育課担当職員 保育所長及び保育所長補佐	
32 プレミアム付商品券売払代金の収納	商工観光課長	商工観光課担当職員	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市一時保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第34号

亀岡市一時保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市一時保育の実施に関する規則（平成17年亀岡市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（費用の償還）

第11条 福祉事務所長は、一時保育を利用した児童の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の6の額を上限として、一時保育の費用を当該保護者に償還するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の4第2号に該当する子どもに係る法第30条の5第3項の施設等利用給付認定保護者

(2) 法第30条の4第3号に該当する子どもに係る法第30条の5第3項の施設等利用給付認定保護者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市保育の必要性の認定基準に関する規則をここに公布する。

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第35号

亀岡市保育の必要性の認定基準に関する規則

亀岡市保育の必要性の認定基準及び支給認定事務等取扱規則（平成26年亀岡市規則第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、保育の必要性の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（府令第1条第1号の市町村で定める時間）

第2条 府令第1条第1号の市町村が定める時間は、48時間とする。

（府令第8条第4号ロの市町村で定める期間）

第3条 府令第8条第4号ロの市町村が定める期間は、90日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第36号

亀岡市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則

亀岡市児童手当事務処理規則（平成24年亀岡市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法第22条の2」を「法第20条」に改める。

第3条の次に次の2条を加える。

（申出による学校給食費等の徴収等）

第4条 請求者又は受給者からの法第21条の規定による学校給食費等の徴収等の申出は、支払期月毎の前々月末日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として学校給食費等の徴収等を行うものとする。

（保育料の特別徴収）

第5条 市長は、法第22条の規定により児童手当から保育料を徴収（以下この条において「特別徴収」という。）する場合は、あらかじめ特別徴収する額を対象者に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第37号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則（平成27年亀岡市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「事項」を「事項等」に改める。

第3条中「条例第2条第1項及び第2項」を「条例第2条第1項第2号及び同条第2項」に改める。

第4条第1項中「支給認定子どもの支給認定保護者（以下「納付義務者」を「条例第2条第1項第2号に規定する教育・保育給付認定子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）に係る教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」に、「当該支給認定保護者」を「当該教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項を削る。

第5条第1項中「納付義務者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第6条第1項第1号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(法附則第6条第4項の規定により市長が定める額)

第9条 法附則第6条第4項の規定により、同条第1項の特定保育所から保育を受けた満3歳未満保育認定子どもの教育・保育支給認定保護者又は扶養義務者から徴収する保育料については、第3条から前条までの規定を準用する。

別表の1の表を削り、別表の2の表を別表の1の表とし、同表を次のように改める。

1 保育料徴収基準表（保育標準時間認定）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			保育料 (月額)
階層 区分	定義		
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び外国人保護に関する通知に基づく被保護世帯		円 0
B	A階層を除く当該年度分の市町村民税非課税世帯		0
C 1	A階層を除く当該年度分の市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税世帯		10,300
C 2	A階層を除く当該年度分の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	1円以上10,000円未満	12,000
C 3		10,000円以上48,600円未満	13,800
C 4		48,600円以上57,000円未満	16,800
C 5		57,000円以上63,000円未満	18,700
C 6		63,000円以上67,000円未満	22,100
C 7		67,000円以上77,000円未満	28,800
C 8		77,000円以上97,000円未満	30,000
C 9		97,000円以上110,000円未満	38,500
C 10		110,000円以上130,000円未満	43,000
C 11		130,000円以上150,000円未満	44,000
C 12		150,000円以上169,000円未満	44,500
C 13		169,000円以上301,000円未満	55,000
C 14		301,000円以上397,000円未満	56,500
C 15		397,000円以上	72,800

別表の3の表を別表の2の表とし、同表を次のように改める。

2 保育料徴収基準表（保育短時間認定）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料 (月額)
階層 区分	定義	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び外国人保護に関する通知に基づく被保護世帯	円 0
B	A階層を除く当該年度分の市町村民税非課税世帯	0
C 1	A階層を除く当該年度分の市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税世帯	8,500
C 2	A階層を除く当該年度分の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	1円以上10,000円未満
C 3		10,000円以上48,600円未満
C 4		48,600円以上57,000円未満
C 5		57,000円以上63,000円未満
C 6		63,000円以上67,000円未満
C 7		67,000円以上77,000円未満
C 8		77,000円以上97,000円未満
C 9		97,000円以上110,000円未満
C 10		110,000円以上130,000円未満
C 11		130,000円以上150,000円未満
C 12		150,000円以上169,000円未満
C 13		169,000円以上301,000円未満
C 14		301,000円以上397,000円未満
C 15		397,000円以上

別表備考第2項中「教育標準時間認定」とは法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものの認定を、」を削り、同備考第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、

「1号給付

階層区分	保育料 (月額)
B、C1 (非課税)	0円
C2からC7	2,400円

2・3号給付

階層区分	保育料 (月額)
B (非課税)	0円
C1からC8の一部 (市町村民税所得割合算額 が77,101円未満)	保育料徴収基準表×1/2 ただし、2号給付は、当該 2分の1に相当する額が 6,000円を超える場合は、 6,000円、3号給付は、当 該2分の1に相当する額が 9,000円を超える場合は、 9,000円とする。

」を

「

階層区分	保育料 (月額)
B (非課税)	0円
C1からC8の一部 (市町村民税所得割合算額 が77,101円未満)	保育料徴収基準表×1/2 ただし、2分の1に相当す る額が9,000円を超える場 合は、9,000円とする。

」に改める。

別表備考第4項を削り、同備考第5項中「2の表及び3の表」を「1の表及び2の表」に改め、同項を同備考第4項とし、同備考第6項中「教育認定子どもについて77,101円未満、保育認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項を同備考第5項とし、同備考第7項中「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に改め、同項を同備考第6項とし、同備考第8項を第7項とし、同備考第9項を第8項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の規定は、この規則の適用の日以後に行われる教育・保育に係る保育料について適用し、同日前に行われた教育・保育に係る保育料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市桂川包括占用区域使用規則を廃止する規則をここに公布する。

令和元年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第38号

亀岡市桂川包括占用区域使用規則を廃止する規則

亀岡市桂川包括占用区域使用規則（平成26年亀岡市規則第1号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に廃止前の亀岡市桂川包括占用区域使用規則の規定によりされている申請に係る許可については、なお従前の例による。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第175号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、公立保育所副食費の収納事務を委託したので、次のとおり告示する。

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託の相手方
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
地銀ネットワークサービス株式会社
代表取締役社長 古城 幸雄
- 2 委託した収納事務
公立保育所副食費に係るコンビニエンスストア収納事務
- 3 委託を必要とする理由
市民サービスの向上と収納事務の効率化等を図ることから、コンビニエンスストア収納の事務を私人に委託する。
- 4 委託期間
令和元年10月1日から
令和2年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第176号

亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公営水道が整備されていない地域における飲用水等（飲用、炊事、洗濯その他継続的な日常生活を営むために必要な水をいう。以下同じ。）の安定的な供給を確保し、もって公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図るため、小規模水道（住民に飲用水等を供給するために設置された水道で、当該水道を利用する者が共同で管理するものをいう。以下同じ。）の配水施設更新事業に対し、予算の範囲内において小規模水道配水施設更新事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象地域)

第2条 補助金の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、次の各号に掲げる区域を除く地域とする。ただし、市が管理する水道施設が設置されていない地域で特に市長が認める地域にあつては、これを補助対象地域とすることができる。

- (1) 亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例（平成29年亀岡市条例第31号）第4条第2項第1号に規定する水道事業の給水区域及び同項第4号に規定する飲料水給水施設の給水区域
- (2) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道から水の供給を受ける区域

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象地域内の小規模水道を利用する者で組織する団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象地域内の小規模水道における既存の配水施設の更新を行う事業とする。ただし、次のいずれかに該当する施設については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 過去にこの要綱による補助若しくは同様の補助又は公共事業等の施行に伴う補償により設置し、若しくは更新した施設
- (2) 耐用年数を経過していない施設
- (3) 給水装置

2 前項の規定にかかわらず、災害により破損した配水施設を更新する場合で市長が必要と認めるときは、同項第1号及び第2号に該当する施設であっても補助金の交付の対象とすることができる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 配水管更新工事費
- (2) 配水池更新工事費
- (3) 加圧施設更新工事費
- (4) 電気計装設備更新工事費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、飲用水等の配水のために市長が特に必要と認める工事費
- (6) 前各号に掲げる工事の実施設計費（工事の施行等）

第6条 補助金の交付を受けて行う工事は、亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号。以下「給水条例」という。）第9条に規定する指定給水装置工事事業者であつて、かつ、本市が定める水道施設工事に係る入札参加資格を有する業者が施行するも

のとする。

2 補助金の交付を受けて設置する施設の構造及び材質は、給水条例第10条に規定する給水装置の構造及び材質に準じるものとする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の5分の3以内の額とする。ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(事前協議)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、亀岡市小規模水道配水施設更新事業事前協議書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、あらかじめ市長と協議し、その認定を受けなければならない。

- (1) 小規模水道の概要書
- (2) 配水施設更新事業計画書
- (3) 小規模水道管理計画書(管理費の徴収、維持管理計画、積立金の管理等を定めたもの。)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付申請)

第9条 前条の規定により事業計画等の認定を受けた者(以下「申請者」という。)は、亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金交付申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添付して、別に指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業予定場所の位置図
- (4) 事業予定場所の土地の登記事項証明書
- (5) 事業予定場所の公図の写し
- (6) 工事費等の内訳が明記されている見積書の写し
- (7) 使用材料を明記した設計書
- (8) 設計図面(平面図、配管詳細図、構造図

等)

(9) 土地使用承諾書(別記第3号様式。他人の土地に施設を設置する場合)

(10) 代表者選任届兼誓約書及び共同利用者名簿(別記第4号様式)

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第10条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金交付(不交付)決定通知書(別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定に際し、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付について条件を付することができる。

(指令前着手届)

第11条 第9条の規定による申請をした者は、緊急その他やむを得ない理由により前条第1項の補助金交付決定通知を受ける前に補助事業に着手しようとするときは、あらかじめ亀岡市小規模水道配水施設更新事業指令前着手届(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(計画の変更等)

第12条 第10条第1項の補助金交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の計画を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、速やかに亀岡市小規模水道配水施設更新事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、変更等の適否を決定し、亀岡市小規模水道配水施設更新事業計

画変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（別記第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書）

第13条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、完了後30日以内又は別に指定する期日までに、亀岡市小規模水道配水施設更新事業実績報告書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事写真（着工前、工事中、完成）
- (4) 竣工図面（平面図、配管詳細図、構造図等）
- (5) 水圧試験結果
- (6) 水質検査結果の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金交付額確定通知書（別記第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金交付請求書（別記第11号様式）を市長に提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（施設の維持管理）

第16条 補助事業者は、補助事業により整備した配水施設について、衛生の確保のため、適正に管理するとともに、定期的な水質検査

を行わなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

第2号様式 (第9条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

〒

申請者 所在地
団体名
ふりがな
代表者名
電話番号

㊟

亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金交付申請書

亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 事業費 円
- 3 事業の場所 亀岡市
- 4 事業概要
- 5 着手予定日 年 月 日
- 6 完了予定日 年 月 日
- 7 予定施工業者 住所
名称
代表者

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業予定場所の位置図
- (4) 事業予定場所の土地の登記事項証明書
- (5) 事業予定場所の公図の写し
- (6) 工事費の内訳が明記されている見積書の写し
- (7) 使用材料を明記した設計書
- (8) 設計図面 (平面図、配管詳細図、構造図等)
- (9) 土地使用承諾書 (第3号様式、他人の土地に施設を設置する場合)
- (10) 代表者選任届兼誓約書及び共同利用者名簿 (第4号様式)
- (11) その他市長が必要と認める書類

別記第1号様式 (第8条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

〒

申請者 所在地
団体名
ふりがな
代表者名
電話番号

㊟

亀岡市小規模水道配水施設更新事業事前協議書

亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて協議します。

記

- 1 事業の場所 亀岡市
- 2 事業概要
- 3 事業計画
- 4 予定設計業者 住所
名称
代表者
- 5 予定施工業者 住所
名称
代表者

添付書類

- (1) 小規模水道の概要書
- (2) 配水施設更新事業計画書
- (3) 小規模水道管理計画書 (管理費の徴収、維持管理計画、積立金の管理等を定めたもの。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

第3号様式 (第9条関係)

土地 使用 承諾 書

使用者 所在地
団体名
代表者名

様

土地の所在	
土地の面積	m ²
使用目的	
使用期間	
その他	

私の所有する土地を上記のとおり使用することを承諾します。

年 月 日

(土地所有者)
住所
ふりがな
氏名

印

第4号様式 (第9条関係)

代表者選任届兼誓約書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

(代表者)
所在地
団体名
代表者名

印

亀岡市小規模水道配水施設更新事業に係る一切の権限を上記代表者に委任したので届け出ます。
また、亀岡市小規模水道配水施設更新事業補助金交付要綱により、亀岡市の補助金を受けて実施する亀岡市小規模水道配水施設更新事業について、将来において問題が生じた場合は、事業実施者の責任においてこれを解決することを誓約します。

※ 次の名簿に共同利用者を記入すること。
(既存の名簿があれば代わりに添付を可とする。)

共同利用者名簿

住所	ふりがな 氏名
	印
	印
	印
	印
	印
	印
	印

※記入欄が不足する場合には、別紙を添付すること。

第5号様式(第10条関係)

亀岡市指令 第 号

様

(宛先) 亀岡市長

申請者 所在地
団体名
代表者名

亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金交付(不交付)決定通知書

年月日付けで申請のあった亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

年月日

年月日付けで申請した亀岡市小規模水道配水施設更新事業について、別記条件を了承の上、指令前に着手したいので、亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

亀岡市長

印

亀岡市小規模水道配水施設更新事業指令前着手届

記

1 交付

補助金交付決定額

円

記

1 事業実施主体

申請者に同じ

円

2 補助金交付申請額

円

3 事業費

亀岡市

4 事業の場所

住所

5 事業概要

名称

2 不交付理由

着手予定日
完了予定日
予定施工業者

年月日
年月日
住所

9 指令前着手を必要とする理由

3 交付条件

- (1) 使用材料は、使用前に規格、寸法、品質について、市担当者の検査を受けること。
- (2) 工事現場の安全対策は万全を期すこと。万一、当該工事に関して苦情又は事故等が発生した場合は、申請者において処理解決すること。
- (3) 補助事業を完了したときは、補助事業の完了後30日以内又は年月日のいずれか早い日までに、第9号様式により実績を報告すること。

別記条件

- 1 補助金交付決定通知を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 補助金交付申請書の審査の結果、補助金の交付が行われない場合又は補助金交付決定通知を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定通知を受けるまでの間、計画の変更を行わないこと。

第7号様式(第12条関係)

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

〒

申請者 所在地
団体名
代表者名

㊟

亀岡市小規模水道配水施設更新事業計画変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け亀岡市指令第 号で交付の決定を受けた亀岡市小規模水道配水施設更新事業について、下記のとおり計画を変更(中止・廃止)したいので、亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更(中止・廃止)の内容
- 2 変更(中止・廃止)の理由
- 3 添付書類

第8号様式(第12条関係)

様

第 年 月 日
号 日

亀岡市長 印

亀岡市小規模水道配水施設更新事業計画変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった亀岡市小規模水道配水施設更新事業の変更(中止・廃止)について、下記のとおり決定したので、亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

- 1 承認の可否 承認します 承認しません
- 2 変更(中止・廃止)の内容
- 3 決定理由

第9号様式(第13条関係)

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

〒

申請者 所在地
団体名
代表者名

㊦

亀岡市小規模水道配水施設更新事業実績報告書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で補助金の交付の決定を受けた亀岡市小規模水道配水施設更新事業が下記のとおり完了したので、亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金交付要綱第13条の規定により報告します。

記

1 補助金交付決定額

2 補助金精算額

3 事業の着手及び完了年月日
着手 年 月 日
完了 年 月 日

円

円

添付書類

- (1) 契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事写真(着工前、工事中、完成)
- (4) 竣工図面(平面図、配管詳細図、構造図等)
- (5) 水圧試験結果
- (6) 水質検査結果の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

第10号様式(第14条関係)

様

第 年 月 日
号 日

亀岡市長 印

亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金については、亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおりその額を確定したので、通知します。

記

1 交付決定額

2 交付確定額

3 備考

亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金交付請求書(第11号様式)を速やかに提出してください。

円

円

第11号様式（第15条関係）

亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金交付請求書

請求金額 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付額の確定通知を受けた亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金について、上記の金額を請求します。

 年 月 日

(宛先) 亀岡市長

〒

申請者 所在地
 団体名
 代表者名

Ⓢ

[補助金の振込先]

金融機関名	銀行 信用金庫 農協			店
預金種別	普通・当座	口座番号		
(フリガナ) 名義人				

※ 口座番号は、右詰めで記入してください。

「揭示済」

亀岡市告示第177号

亀岡市実費徴収に係る補足給付事業費補助金実施要綱を次のように定める。

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市実費徴収に係る補足給付事業費補助金実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)及び第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者(以下「施設等利用給付認定保護者」という。)のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もって全ての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 亀岡市実費徴収に係る補足給付事業費補助金(以下「補足給付」という。)の補助対象となる実費徴収額の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 低所得で生計が困難である教育・保育給付認定保護者の子ども又は施設等利用給付認定保護者の子どもが、法第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項

第3号に規定する特別利用教育若しくは法第29条第1項に規定する特定地域型保育又は法第30条第1項第4号に規定する特例保育の提供若しくは法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援(特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。以下同じ。)を受けた場合の食材料費以外の実費徴収額(亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年亀岡市条例第21号。以下「条例」という。)第14条第4項(第3号を除く。)及び条例第44条第4項(第3号を除く。)の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。)

- (2) 世帯の所得の状況その他の事情を勘案して本市が定める基準に該当する施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子ども(満3歳以上の者に限る。以下同じ。)が、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援を受けた場合の副食材料費
(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前条第1号の経費に係る補助対象者は、次のいずれかに該当する教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者とする。
 - ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)
 - イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

びに永住帰国した中国残留邦人等特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支給給付受給世帯

ウ ア又はイに準ずる世帯として市長が認める世帯

- (2) 前条第2号の経費に係る補助対象者は、施設等利用給付認定保護者であって、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずるもの又は次のいずれかに該当する施設等利用給付認定子どもがいるものとする。

ア 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が77,101円未満である子ども

イ 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である子ども

ウ 満18歳未満の児童（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む。）が3人以上いる世帯のうち、施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が169,000円未満である当該3人目以降の子ども

（補助対象額）

第4条 補助対象額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる金額と補助対象者が現に支払った額（第2号における額は「1食当たり副食費相当額」に給食日数を乗じた額とする。）のいずれか低い額とする。

(1) 第2条第1号に定める食材料費以外の実費徴収額 1人当たり月額2,500円

(2) 第2条第2号に定める副食材料費 1人当たり月額4,500円

（交付申請）

第5条 補足給付の交付を受けようとする者は、亀岡市実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付申請書に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補足給付の交付の適否を決定し、亀岡市実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付決定通知書又は亀岡市実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付却下通知書により通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、補足給付の交付決定を受けた者が虚偽の申請その他不正の手段により当該補足給付の交付決定を受けたときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その交付を受けた補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補足給付の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第178号

亀岡市立保育所副食費の徴収に関する要綱を次のように定める。

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市立保育所副食費の徴収に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、亀岡市立保育所において食事の提供を受ける者の食材料費のうち副食に係る経費（以下「副食費」という。）の徴収に関して、必要な事項を定めるものとする。

(徴収範囲)

第2条 徴収する副食費は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）に係る副食費（亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第21号）第14条第4項第3号に定める費用）とする。

(副食費の額)

第3条 副食費の額は、月額4,500円とする。

(欠食の取扱い)

第4条 前条の規定にかかわらず、教育・保育給付認定子どもが心身の治療等のため、月初日から月末まで継続して食事の提供を受けない場合で、当該食事の提供を受けない月初日の3日前までに当該子どもの保護者から申出があったときは、副食費を徴収しない。

(副食費の納付)

第5条 教育・保育給付認定子どもの保護者は、毎月の副食費を当該月の末日までに納付しなければならない。

2 前項の副食費の納付は、口座振替の方法による。ただし、口座振替の方法によることができないときは、納付書による納付その他の方法による。

(副食費の免除)

第6条 第3条の規定にかかわらず、満18歳未満の児童（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む。）が3人以上いる世帯のうち、教育・保育給付認定子どもの保護者及び保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の所得割合算額が169,000円未満である当該3人目以降の教育・保育給付認定子どもに対する副食費を免除する。

(既納の副食費)

第7条 既納の副食費は、これを還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第179号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成31年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成31年度第2期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成31年度第2期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成31年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成31年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成31年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成31年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成31年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成31年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成31年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成31年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成31年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成31年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	平成31年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	平成31年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	平成31年度第3期	国民健康保険料	省略	省略

17	督促状	平成31年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	平成31年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	平成31年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	平成31年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第180号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等として、同法第58条の2に基づき次のとおり確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

特定子ども・子育て支援施設等

提供者の氏名 又は名称	施設等の名称	所在地	確認 年月日	施設等の種類	預かり保育事業 については、一定の基準※を満 たしているか否 かの別
学校法人 寿光学園	篠村幼稚園	亀岡市篠町篠上中筋47 番2	令和元年 10月1日	幼稚園、 預かり保育事業	満たしていない
学校法人 成光学園	ひかり幼稚園	亀岡市西つつじヶ丘霧 島台2丁目30-154	令和元年 10月1日	幼稚園、 預かり保育事業、 一時預かり事業	満たしていない
学校法人 公化学園	千代川幼稚園	亀岡市千代川町小川3 丁目5番11号	令和元年 10月1日	幼稚園、 預かり保育事業、 一時預かり事業	満たしていない
学校法人 みどり学園	安町幼稚園	亀岡市安町小屋場31番 地	令和元年 10月1日	幼稚園、 預かり保育事業	満たしていない
亀岡市	亀岡市立幼稚園	亀岡市大井町並河検見 ヶ上7番地	令和元年 10月1日	預かり保育事業	満たしていない

社会福祉法人 利生会	社会福祉法人 利生会 よいこらんど	亀岡市河原林町河原尻 上砂股100番地	令和元年 10月1日	認可外保育施設	—
亀岡電子株式会社	亀岡電子 株式会社 企業内託児所 かめでん キッズルーム ～すまいる～	亀岡市篠町広田1丁目 25-5	令和元年 10月1日	認可外保育施設	—
医療法人睦会 ムツミ病院	ムツミ病院 院内託児所	亀岡市下矢田町君塚8 番地	令和元年 10月1日	認可外保育施設	—
伊藤 さよ子	自宅型保育 Room♡HOPPE♡	亀岡市千代川町北ノ庄 東谷5番1	令和元年 10月1日	認可外保育施設	—
株式会社 園部安全 自動車学校 京都湯の花 自動車学校	京都湯の花 自動車学校	亀岡市宮前町猪倉椿原 17番地	令和元年 10月1日	認可外保育施設	—
公益財団法人 生涯学習 かめおか財団	ガレリア かめおか 託児室	亀岡市余部町宝久保1 番地の1	令和元年 10月1日	認可外保育施設	—
社会福祉法人 倣裏会	亀岡あゆみ 保育園	亀岡市篠町篠下中筋45 番地の1	令和元年 10月1日	一時預かり事業	—
社会福祉法人 徳雲福祉会	大井こども園	亀岡市大井町並河1丁 目24番25号	令和元年 10月1日	一時預かり事業、 預かり保育事業	満たしている
社会福祉法人 徳雲福祉会	千代川こども園	亀岡市千代川町千原片 ホコ15番地	令和元年 10月1日	一時預かり事業、 預かり保育事業	満たしている
亀岡市	亀岡市立 第六保育所	亀岡市北河原町1丁目 1-1	令和元年 10月1日	一時預かり事業	—
特定非営利 活動法人 亀岡子育て ネットワーク	一時保育 あったかRoom りとおぼ	亀岡市追分町谷筋37- 21	令和元年 10月1日	一時預かり事業	—
医療法人 上原医院	医療法人 上原医院 病児保育室 ユースト	亀岡市西町37	令和元年 10月1日	病児保育事業	—
社会福祉法人 亀岡市社会 福祉協議会	亀岡市 ファミリー・ サポート・ センター	亀岡市余部町樋又61番 地の1	令和元年 10月1日	子育て援助活動支 援事業	—

※一定の基準とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項に定めるもの。

「揭示済」

亀岡市告示第181号

亀岡市予防接種費用助成金交付要綱（平成14年亀岡市告示第46号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

予防接種の種類		助成額
ヒブ		8,426円
小児用肺炎球菌		11,792円
B型肝炎（ビームゲン0.25ml）		6,630円
B型肝炎（ビームゲン・ヘプタバックス0.5ml）		6,876円
B型肝炎（ヘプタバックス0.25ml（シリンジ））		6,668円
B型肝炎（ヘプタバックス0.5ml（シリンジ））		6,914円
4種混合（クアトロバックス皮下注シリンジ）		11,022円
4種混合（テトラビックス皮下注シリンジ）		11,132円
4種混合（スクエアキッズ皮下注シリンジ）		11,022円
3種混合		5,533円
2種混合	第1期	5,881円
	第2期	4,213円
不活化ポリオ		9,867円
麻しん風しん混合	第1・2期	11,578円
	第3・4期	9,855円
麻しん	第1・2期	9,724円
	第3・4期	6,318円
風しん	第1・2期	7,986円
	第3・4期	6,329円
水痘		10,560円
日本脳炎		7,037円
子宮頸がん予防		16,009円
BCG		8,910円
インフルエンザ		3,588円
	市民税非課税世帯及び生活保護世帯に属する被接種者	5,088円
高齢者用肺炎球菌		4,064円
	市民税非課税世帯及び生活保護世帯に属する被接種者	8,064円

備考 医療機関に支払った費用が助成額を下回る場合は、医療機関に支払った費用とする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第182号

亀岡市妊婦健診費用助成要綱（平成20年亀岡市告示第53号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表中

3,230円	45,220円
--------	---------

 を

「

3,240円	45,360円
--------	---------

 に、

「

	91,320円
--	---------

 を

「

	91,460円
--	---------

 に改める。」

別記第2号様式中

「

3,230
3,230
3,230
3,230
3,230
3,230
3,230
3,230
3,230
3,230
3,230
3,230
3,230
3,230
3,230
3,230

 を

3,240
3,240
3,240
3,240
3,240
3,240
3,240
3,240
3,240
3,240
3,240
3,240
3,240
3,240
3,240
3,240

 に改める。」

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施前に、指定医療機関との委託契約に基づきなされた処分、手続、その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和元年10月4日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕪田野町鹿谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 竹岡 博幸

2 変更年月日

平成31年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第184号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和元年10月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

平成31年度軽自動車税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第185号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月11日

亀岡市長 桂川孝裕

認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
04104	池ノ北1号線	亀岡市曾我部町犬飼池ノ北23番5先	
		亀岡市曾我部町犬飼上金生寺16番先	
04105	馬ノ上1号線	亀岡市曾我部町犬飼馬ノ上9番先	
		亀岡市曾我部町犬飼馬ノ上7番1先	
04106	馬ノ上2号線	亀岡市曾我部町犬飼馬ノ上22番6先	
		亀岡市曾我部町犬飼馬ノ上22番2先	
04107	コモ原1号線	亀岡市曾我部町法貴コモ原3番2先	
		亀岡市曾我部町法貴コモ原4番2先	
04108	宮ノ前1号線	亀岡市曾我部町寺蛇谷33番1先	
		亀岡市曾我部町寺桧尾42番2先	
04109	長縄手2号線	亀岡市曾我部町寺長縄手18番5先	
		亀岡市曾我部町寺長縄手15番15先	
11198	並河2丁目1号線	亀岡市大井町並河2丁目15番3先	
		亀岡市大井町並河2丁目15番16先	
12146	小川今津9号線	亀岡市千代川町小川3丁目10番48先	
		亀岡市千代川町今津3丁目7番4先	
12147	小川3丁目3号線	亀岡市千代川町小川3丁目108番19先	
		亀岡市千代川町小川3丁目111番先	

「揭示済」

亀岡市告示第186号

市道路線の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を変更する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月11日

亀岡市長 桂川孝裕

変更告示をする路線

路線番号	路線名		起	点
			終	点
04045	犬飼金生寺線	変更前	亀岡市曾我部町犬飼池ノ北15番1先	亀岡市曾我部町犬飼北山12番2先
		変更後	亀岡市曾我部町犬飼池ノ北15番1先	亀岡市曾我部町犬飼池ノ北17番1先
04074	寺縄前筋寺縄壱線	変更前	亀岡市曾我部町法貴寺ケ縄壱3番2先	亀岡市曾我部町法貴寺ケ縄前筋15番1先
		変更後	亀岡市曾我部町法貴寺ケ縄前筋35番1先	亀岡市曾我部町法貴寺ケ縄前筋16番1先
04075	寺縄壱寺縄前筋線	変更前	亀岡市曾我部町法貴寺ケ縄壱5番9先	亀岡市曾我部町法貴寺ケ縄前筋21番先
		変更後	亀岡市曾我部町法貴寺ケ縄壱5番9先	亀岡市曾我部町法貴寺ケ縄前筋36番1先
04080	中宮条線	変更前	亀岡市曾我部町寺桧尾42番2先	亀岡市曾我部町中状使4番2先
		変更後	亀岡市曾我部町中宮ノ前33番先	亀岡市曾我部町中状使4番2先
18311	土井4号線	変更前	亀岡市篠町広田1丁目49番1先	亀岡市篠町広田1丁目49番6先
		変更後	亀岡市篠町広田1丁目49番1先	亀岡市篠町広田1丁目48番6先

「揭示済」

亀岡市告示第187号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和元年10月11日から令和元年10月25日まで一般の縦覧に供する。

令和元年10月11日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
04104	池ノ北1号線	亀岡市曾我部町犬飼池ノ北23番5先	194.00m	2.20m
		亀岡市曾我部町犬飼上金生寺16番先		4.63m
04105	馬ノ上1号線	亀岡市曾我部町犬飼馬ノ上9番先	105.00m	2.45m
		亀岡市曾我部町犬飼馬ノ上7番1先		3.10m
04106	馬ノ上2号線	亀岡市曾我部町犬飼馬ノ上22番6先	28.00m	1.87m
		亀岡市曾我部町犬飼馬ノ上22番2先		2.00m
04107	コモ原1号線	亀岡市曾我部町法貴コモ原3番2先	60.00m	2.50m
		亀岡市曾我部町法貴コモ原4番2先		3.37m
04108	宮ノ前1号線	亀岡市曾我部町寺蛇谷33番1先	15.00m	2.05m
		亀岡市曾我部町寺桧尾42番2先		2.20m
04109	長縄手2号線	亀岡市曾我部町寺長縄手18番5先	132.90m	6.00m
		亀岡市曾我部町寺長縄手15番15先		6.25m
11198	並河2丁目1号線	亀岡市大井町並河2丁目15番3先	64.42m	6.00m
		亀岡市大井町並河2丁目15番16先		18.00m
12146	小川今津9号線	亀岡市千代川町小川3丁目10番48先	105.70m	6.00m
		亀岡市千代川町今津3丁目7番4先		6.00m
12147	小川3丁目3号線	亀岡市千代川町小川3丁目108番19先	38.20m	6.01m
		亀岡市千代川町小川3丁目111番先		12.40m
04045	犬飼金生寺線	亀岡市曾我部町犬飼池ノ北15番1先	90.00m	1.97m
		亀岡市曾我部町犬飼池ノ北17番1先		2.45m
04074	寺縄前筋寺縄壱線	亀岡市曾我部町法貴寺ヶ縄前筋35番1先	74.00m	2.40m
		亀岡市曾我部町法貴寺ヶ縄前筋16番1先		3.40m

04075	寺繩老寺繩前筋線	亀岡市曾我部町法貴寺ケ繩老5番9先	177.00m	2.50m
		亀岡市曾我部町法貴寺ケ繩前筋36番1先		5.00m
04080	中条宮線	亀岡市曾我部町中宮ノ前33番先	349.00m	1.24m
		亀岡市曾我部町中状使4番2先		2.86m
18311	土井4号線	亀岡市篠町広田1丁目49番1先	118.72m	3.60m
		亀岡市篠町広田1丁目48番6先		9.00m

「揭示済」

亀岡市告示第188号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和元年10月11日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和元年10月11日から令和元年10月25日まで一般の縦覧に供する。

令和元年10月11日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起	延長	最小幅員
		終		最大幅員
04104	池ノ北1号線	亀岡市曾我部町犬飼池ノ北23番5先	194.00m	2.20m
		亀岡市曾我部町犬飼上金生寺16番先		4.63m
04105	馬ノ上1号線	亀岡市曾我部町犬飼馬ノ上9番先	105.00m	2.45m
		亀岡市曾我部町犬飼馬ノ上7番1先		3.10m
04106	馬ノ上2号線	亀岡市曾我部町犬飼馬ノ上22番6先	28.00m	1.87m
		亀岡市曾我部町犬飼馬ノ上22番2先		2.00m
04107	コモ原1号線	亀岡市曾我部町法貴コモ原3番2先	60.00m	2.50m
		亀岡市曾我部町法貴コモ原4番2先		3.37m
04108	宮ノ前1号線	亀岡市曾我部町寺蛇谷33番1先	15.00m	2.05m
		亀岡市曾我部町寺松尾42番2先		2.20m

04109	長縄手2号線	亀岡市曾我部町寺長縄手18番5先	132.90m	6.00m
		亀岡市曾我部町寺長縄手15番15先		6.25m
11198	並河2丁目1号線	亀岡市大井町並河2丁目15番3先	64.42m	6.00m
		亀岡市大井町並河2丁目15番16先		18.00m
12146	小川今津9号線	亀岡市千代川町小川3丁目10番48先	105.70m	6.00m
		亀岡市千代川町今津3丁目7番4先		6.00m
12147	小川3丁目3号線	亀岡市千代川町小川3丁目108番19先	38.20m	6.01m
		亀岡市千代川町小川3丁目111番先		12.40m
04045	犬飼金生寺線	亀岡市曾我部町犬飼池ノ北15番1先	90.00m	1.97m
		亀岡市曾我部町犬飼池ノ北17番1先		2.45m
04074	寺縄前筋寺縄老線	亀岡市曾我部町法貴寺ケ縄前筋35番1先	74.00m	2.40m
		亀岡市曾我部町法貴寺ケ縄前筋16番1先		3.40m
04075	寺縄老寺縄前筋線	亀岡市曾我部町法貴寺ケ縄老5番9先	177.00m	2.50m
		亀岡市曾我部町法貴寺ケ縄前筋36番1先		5.00m
04080	中条宮線	亀岡市曾我部町中宮ノ前33番先	349.00m	1.24m
		亀岡市曾我部町中状使4番2先		2.86m
18311	土井4号線	亀岡市篠町広田1丁目49番1先	118.72m	3.60m
		亀岡市篠町広田1丁目48番6先		9.00m

「揭示済」

亀岡市告示第189号

市道路線の廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月11日

亀岡市長 桂川孝裕

廃止告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
04057	馬ノ上梨1段線	亀岡市曾我部町犬飼北山22番5先	
		亀岡市曾我部町犬飼樋ノ口8番先	

「揭示済」

亀岡市告示第190号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和元年10月16日から令和元年10月30日まで一般の縦覧に供する。

令和元年10月16日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 12139
- 2 路線名 小川3丁目1号線
- 3 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員	変更区間延長	備考
		変更区間最大幅員		
亀岡市千代川町小川3丁目113番9先から 亀岡市千代川町小川3丁目113番9先まで	前	6.00m 6.00m	6.00m	変更後路線幅員 最小 6.00m 最大 6.00m
	後	6.00m 6.00m		

「揭示済」

亀岡市告示第191号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和元年10月16日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和元年10月16日から令和元年10月30日まで一般の縦覧に供する。

令和元年10月16日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
12139	小川3丁目1号線	亀岡市千代川町小川3丁目10番43先から 亀岡市千代川町小川3丁目10番44先まで	306.60m	6.00m ～ 6.00m

「揭示済」

亀岡市告示第192号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

令和元年10月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

令和元年10月15日（金）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 1台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「掲示済」

亀岡市告示第193号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託先

名称	所在地
嵯峨野観光鉄道株式会社	京都市右京区嵯峨野天龍寺車道町
株式会社松園荘	亀岡市葎田野町芦ノ山流田1-4
株式会社すみや亀峰菴	亀岡市葎田野町柿花宮ノ奥25
株式会社翠泉	亀岡市葎田野町芦ノ山イノシリ6-3

2 委託した物品売払代金

委託先において販売する次に掲げる冊子の売払代金

「京都・亀岡 暮らしと、ところ。」

「Kyoto-kameoka Hidden gem」

3 委託期間

令和元年10月25日から令和2年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、南丹都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年10月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 都市計画の種類

南丹都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

亀岡市篠町篠芦原、上西山、牙ケ尾、小園谷、下西山、鍋倉及び松ケ谷、篠町王子西長尾並びに東つつじヶ丘都台3丁目の各一部

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第195号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、南丹都市計画地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年10月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 都市計画の種類

南丹都市計画地区計画

2 地区計画の名称

篠町篠牙ケ尾地区地区計画

3 都市計画を定める土地の区域

亀岡市篠町篠芦原、上西山、牙ケ尾、小園谷、下西山、鍋倉及び松ケ谷、篠町王子西長尾の各一部

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、南丹都市計画地区計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年10月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 都市計画の種類

南丹都市計画地区計画

2 地区計画の名称

亀岡駅北地区地区計画

3 都市計画を定める土地の区域

亀岡市余部町清水、追分町八ノ坪、中河原、谷筋、一本木及び下島、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第197号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和元年10月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正決定通知書	平成30年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成31年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成31年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成31年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成31年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成31年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成31年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成31年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成31年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成31年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成31年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成31年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成31年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	平成31年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	平成31年度第4期	国民健康保険料	省略	省略

16	督促状	平成31年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	平成31年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	平成31年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	平成31年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略

- 2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

訓令

亀岡市訓令第6号

庁中一般

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令

亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第31条の2中「保育委託料の支出負担行為の決定及び支出命令に関することは」を「次の事項は」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 保育委託料及び施設型給付費の支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。
- (2) 施設等利用費の支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第70号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告する。

令和元年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 名 称
保津川水辺公園
- 2 位 置
亀岡市保津町泉口、八ノ坪、武者田、三ノ坪、四ノ坪地内
- 3 区 域
別添図面のとおり（略）
（亀岡市まちづくり推進部都市整備課において一般の縦覧に供する。）
- 4 供用開始の期日
令和元年10月2日
- 5 面 積
約8.7ha

「揭示済」

亀岡市公告第71号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和元年10月7日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
亀岡市千代川町小林美都路の一部
亀岡市千代川町小林下戸の一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和元年10月7日から
令和元年10月21日まで

「揭示済」

亀岡市公告第72号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく指定区域を変更するため、同条例第8条第2項及び第9条第2項において準用する同条例第6条第2項の規定により、当該指定区域の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該指定区域の変更案について、指定区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和元年10月10日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 変更する区域の名称及び土地の区域
保津地区（亀岡市保津町 地内）
馬路地区（亀岡市馬路町、河原林町河原尻、千歳町千歳 地内）
河原林町河原尻地区（亀岡市河原林町河原尻、千歳町国分 地内）
河原林町勝林島地区（亀岡市河原林町勝林島 地内）
- 2 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 3 縦覧期間
令和元年10月10日から
令和元年10月24日まで
- 4 その他
許容する予定建築物等の用途は変更しない。

「揭示済」

亀岡市公告第73号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和元年10月11日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間
令和元年10月11日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第74号

亀岡市RPA導入開発支援業務委託について、
 公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の
 の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和元年10月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市RPA導入開発支援業務委託

(2) 業務の目的

本市の人口は、平成14年に市制施行後
 初めて減少に転じ、平成29年6月には、
 9万人を下回っている。このように、本格的な人口減少社会の到来や、少子高齢化が
 想定され、税収の確保が難しくなることから、地域サービスの提供や、安定的な行政
 運営に対して大きな課題を抱えている。

今後も安定的な行政運営を確保し、公共
 サービスの質を維持していくためには、
 ICT (Information and Communication
 Technology=情報通信技術) を有効活用し
 た行政事務の効率化を図る必要があると考
 えていることから、平成30年度にRPA
 (Robotic Process Automation=ロボット
 による業務自動化) の実証事業を実施し試
 行導入による効果が確認できた。

また、AI-OCR (AI技術を利用し
 た文字認識) についても、手書きの識字率
 が大幅に向上しており、行政窓口では多く
 の紙帳票を扱っていることから、RPAと
 AI-OCRの組み合わせにより幅広い業
 務での効果が期待できる。

これらのことから、RPA及びAI-OC
 Rの本格的な導入により、業務を効率化
 し余力化できた時間を付加価値の高い業務
 や新業務にあてることで、住民サービスの
 向上を図り、働き方の見直しにより総勤務
 時間を縮減し、職員の個々の事情にあった
 ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す
 とともに、業務フローの可視化により業務
 見直しや業務改革を推進することを目的と
 する。

(3) 委託契約の期間

ア 導入開発支援業務

契約締結日から

令和2年3月31日まで

イ 保守・運用支援業務

令和2年4月1日から

令和6年3月31日まで

(4) 業務の内容

亀岡市RPA導入開発支援業務委託仕様
 書のとおり。

なお、現在の仕様書は案であるため、本
 プロポーザルにおいて選定された事業者と
 協議の上で最終的な仕様を確定する。

2 その他

詳細は、亀岡市RPA導入開発支援業務委
 託に係る公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第75号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和元年10月24日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|--------------|---|--------------------|
| (1) 工事番号 | 区第6号 | |
| (2) 工事名 | 亀岡駅北地区駅前広場等整備工事（その6） | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市追分町一本木地内外 | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | |
| (5) 工事概要 | 工事面積 | A = 12,600㎡ |
| | 土工 | 一式 |
| | 植栽 | 高木 N = 15本 |
| | 散水栓 | φ13 N = 6基 |
| | テープライト | LED L = 46.8m |
| | スポットライト | LED N = 20基 |
| | フラットベンチ | D450 W1800 N = 22基 |
| | 記名サイン | W460 H1800 N = 5基 |
| | 横断防止柵 | H=800 L = 44.3m |
| (6) 予定価格（税込） | 40,084,000円 | |
| | 【入札書比較価格（税抜） | 36,440,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から令和2年3月10日まで | |
| (8) 部分払 | 無 | |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内、保証事業会社の保証が必要） | |
| (10) 中間前金払 | 無 | |
| (11) 最低制限価格 | 採用 | |
| (12) 入札保証金 | 免除 | |
| (13) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 | |

- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成31年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
(※受注金額は、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、契約変更の増減額は対象外とする。)
- (4) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
(※受注件数とは、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。)
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。（ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。）

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用

関係があることをいう。)

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和元年10月24日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和元年10月24日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和元年10月30日（水） 午前9時から午後5時まで 令和元年10月31日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和元年11月1日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和元年10月29日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和元年11月5日（月） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和元年11月7日（水） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和元年11月11日（月） 午前9時から午後5時まで 令和元年11月12日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和元年11月13日（水） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通)

植 木 孝 宜
 東 原 博 司
 佐 藤 明 美
 松 井 史 裕
 佐 野 由美子
 中 川 喜よ美
 俵 知 可
 辰 巳 哲 也
 玉 井 和 夫
 安 栗 景 子

亀岡市休日急病診療所運営委員会委員に委嘱します

(各 通)

高 澤 伸 江
 田 中 利 昭
 中 澤 基 行
 村 山 修 一
 法 貴 雅 男
 原 田 禎 夫
 杜 恵美子
 梅 澤 敏 彦
 吉 瀬 澄 子
 関 徳 治
 松 尾 和 美
 滝 花 慶 子
 石 倉 直 樹
 原 田 正 己

亀岡市循環型社会推進審議会委員に委嘱します
任期は令和3年9月30日までとします

令和元年10月1日

教育委員会欄

規 則

亀岡市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月2日

亀岡市教育委員会

教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第5号

亀岡市立幼稚園園則の一部を改正する規則

亀岡市立幼稚園園則（昭和40年亀岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「条例」を「亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

「揭示済」

亀岡市立図書館条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年10月30日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第6号

亀岡市立図書館条例の一部を改正
する条例の施行期日を定める規則

亀岡市立図書館条例の一部を改正する条例
(令和元年亀岡市条例第43号)の施行期日は、
令和元年11月15日とする。

「揭示済」

亀岡市立図書館運営規則の一部を改正する規
則をここに公布する。

令和元年10月30日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第7号

亀岡市立図書館運営規則の一部を
改正する規則

亀岡市立図書館運営規則(昭和42年亀岡市
教育委員会規則第2号)の一部を次のように改
正する。

第23条を次のように改める。

(収容自動車の範囲等)

第23条 条例第9条に定める「普通自動車」
とは、道路交通法施行規則(昭和35年総理
府令第60号)第2条の表に規定する普通自
動車をいう。

2 条例第9条に定める「バス」とは、道路交
通法施行規則第2条の表に規定する大型自動
車、中型自動車及び準中型自動車(いずれも
乗用のものに限る。)をいう。

3 前項のバスの入庫及び出庫等の管理並びに
バスの駐車料金の徴収事務については、地方
自治法施行令(昭和22年政令第16号)第
158条の規定に基づき、私人に委託するこ
とができる。

附 則

この規則は、令和元年11月15日から施行
する。

「揭示済」

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第4号

庁中一般

亀岡市立幼稚園運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年10月2日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市立幼稚園運営規程の一部を
改正する訓令

亀岡市立幼稚園運営規程（平成27年亀岡市教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（預かり保育料等）」に改め、同条第1項中「第3条から第5条まで」を「第4条」に、「保育料」を「預かり保育料」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年10月2日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

選挙管理委員会欄

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第76号

令和元年10月20日執行予定の亀岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和元年10月7日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

省 略

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第77号

令和元年10月20日執行予定の亀岡市長選挙に係る各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の公表は、亀岡市公報により行う。

令和元年10月7日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第78号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和元年10月12日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1, 482人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第79号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和元年10月12日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

24, 686人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第80号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和元年10月12日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

12, 343人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第81号

公職選挙法施行令第26条第1項の規定により、次のとおり指定関係投票区を変更したので、同条第3項の規定により、告示する。

令和元年10月13日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

第1投票区、第3投票区、第5投票区、第6投票区、第7投票区、第8投票区、第9投票区、第10投票区、第12投票区、第13投票区、第14投票区、第15投票区、第16投票区、第17投票区、第18投票区、第19投票区、第20投票区、第21投票区、第22投票区、第23投票区、第24投票区、第25投票区、第26投票区、第27投票区、第28投票区、第29投票区、第30投票区、第31投票区、第32投票区、第33投票区、第35投票区、

第36投票区、第37投票区、第38投票区、
第39投票区、第40投票区、第41投票区、
第42投票区、第43投票区、第44投票区

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第82号

亀岡市長選挙の期日を次のように定める。

令和元年10月13日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

選挙の期日 令和元年10月20日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第83号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙に
おける選挙長及び同職務代理者を次のとおり選
任した。

令和元年10月13日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

選挙長	省略	岡野宗忠
同職務代理者	省略	八田成雄

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第84号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙に
おいて、選挙長が立候補の届出の受付等の事務
を取り扱う場所及び亀岡市選挙管理委員会が選
挙の管理執行を行う場所は、次のとおりである。

令和元年10月13日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市選挙管理委員会事務局
(亀岡市役所内)

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第85号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙に
おける候補者1人についての選挙運動に関する
支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和元年10月13日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

亀岡市長選挙
9,098,700円

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第86号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙において用いる街頭演説用標旗、腕章等の配色を次のように定める。

令和元年10月13日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

亀岡市長選挙

街頭演説用標旗

白地に黒色の文字

街頭演説用腕章

白地に黒色の文字

自動車の乗員用腕章

白地に黒色の文字

自動車の表示板

白地（木板）に黒色の文字

拡声機の表示板

白地（木板）に黒色の文字

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第87号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙において用いる投票用紙の様式を次のように定める。

令和元年10月13日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

(表)

(裏)

令和元年執行
亀岡市長選挙投票

(注意)
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

亀岡市選挙管理委員会之印

(裏)

(表)

(裏)

令和元年執行
亀岡市長選挙投票

(注意)
一 候補者の氏名を一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

点字投票

亀岡市選挙管理委員会之印

(裏)

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第88号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙における期日前投票所を次のように定める。

令和元年10月13日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

施設名	所在地
亀岡市役所 市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
アル・プラザ亀岡 3階催事場	亀岡市篠町野条上又11番地1

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第89号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和元年10月13日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

令和元年10月20日執行 亀岡市長選挙
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

(1) 市役所 市民ホール

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
令和元年10月14日	岡野宗忠	省略	俣野健一郎	省略
令和元年10月15日	八田成雄	省略	岡野宗忠	省略
令和元年10月16日	俣野健一郎	省略	八田成雄	省略
令和元年10月17日	岡野宗忠	省略	俣野健一郎	省略
令和元年10月18日	八田成雄	省略	岡野宗忠	省略
令和元年10月19日	俣野健一郎	省略	八田成雄	省略

(2) アル・プラザ亀岡 3階 催事場

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
令和元年10月17日	八田成雄	省略	名倉真也	省略
令和元年10月18日	俣野健一郎	省略	森英美	省略
令和元年10月19日	岡野宗忠	省略	鈴木長	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第90号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

令和元年10月13日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

投票区名	投票所の施設	所在地
第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第2投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アン15番地の8
第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町袖原佃17番地
第6投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条北荒水代4-1
第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市蒔田野生涯学習センター	亀岡市蒔田野町佐伯西ノ辻9番地の1
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地の1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地の1
第15投票区	土ヶ畑公民館	亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地の1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地の1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻60番地の1
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地の4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町岩ヶ谷82番地
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地の1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地の3
第30投票区	出雲会議所	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地の1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地
第33投票区	保津小学校	亀岡市保津町構ノ内20番地
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内22
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内上条30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地の1
第42投票区	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171号
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第91号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙における各投票区の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和元年10月13日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

令和元年10月20日 亀岡市長選挙 投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	投票区番号	投票管理者		同職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
亀岡	1	竹内光雄	省略	服部哲也	省略
	2	田村彌治郎	省略	数井克俊	省略
東別院	3	岡本重雄	省略	山下直高	省略
西別院	5	上中勝	省略	西村重喜	省略
	6	酒井通彰	省略	川田昌亮	省略
曾我部	7	宮畑修	省略	今西恵一	省略
	8	能勢博司	省略	谷口裕	省略
吉川	9	赤田雅光	省略	佐藤陽介	省略
葎田野	10	竹岡博幸	省略	白波瀬元一	省略
本梅	12	西村久子	省略	森英美美	省略
	13	小林久	省略	鈴木智則	省略
畑野	14	山内安	省略	齊藤和則	省略
	15	谷口文雄	省略	竹村直樹	省略
宮前	16	柿谷盛博	省略	榎本祐輔	省略
	17	森幸雄	省略	三宅晃圓	省略
	18	内田敬	省略	足立慎吾	省略
大井	19	江村英	省略	松本和彦	省略
	20	山田倍生	省略	森田幸治	省略
千代川	21	八木裕有	省略	山口悟史	省略
	22	中井英一	省略	俣野孝明	省略
馬路	23	鳴瀧学	省略	平井透	省略
	24	林邦夫	省略	佐藤知草	省略
	25	堤賢一	省略	西出和正	省略
旭	26	平井厚生	省略	平井好子	省略
	27	射場和美	省略	川勝洋太	省略
千歳	28	渡邊正満	省略	中西孝臣	省略
	29	古林峰夫	省略	西山寛	省略
	30	谷尻富雄	省略	廣瀬敬太	省略
河原林	31	岸宏治	省略	綾野昌弘	省略
	32	桂一彦	省略	岩本尚志	省略
保津	33	廣瀬文章	省略	倉橋浩史	省略
東本梅	35	中村俊光	省略	井内康博	省略
	36	中面顯	省略	川内悌二	省略
篠	37	木村憲文	省略	柳谷政人	省略
篠・東つじ	38	中龍雄	省略	石津仁	省略
西つじ	39	石黒健	省略	大西平四郎成人	省略
亀岡	40	芳野重徳	省略	太田健一郎	省略
篠	41	山本巖	省略	谷智行	省略
南つじ	42	木崎浩志	省略	名倉真也	省略
東別院	43	濱井一夫	省略	八田恭尚	省略
篠	44	長谷川忠良	省略	山下大輔	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第92号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。

令和元年10月13日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

- 1 場 所 ガレリアかめおか
 亀岡市余部町宝久保1番地1
- 2 日 時 令和元年10月20日
 午後9時

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第93号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙における開票事務は、選挙会場において選挙会事務に合わせて行う。

令和元年10月13日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第94号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙における選挙公報掲載申請の期限は、令和元年10月13日とする。

令和元年10月13日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第95号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のように定める。

令和元年10月13日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市役所
- 2 日 時 令和元年10月13日
 午後5時

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第96号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙における投票記載所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和元年10月13日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1 場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所

2 日時 令和元年10月13日
午後5時10分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第97号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和元年10月13日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1 場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所

2 日時 令和元年10月17日
午後5時

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第98号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙において用いる政治活動用自動車の表示板の配色を次のように定める。

令和元年10月13日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

政治活動用自動車の表示板
白地（木板）に黒色の文字

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第99号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙において選挙運動用ビラ証紙交付票及び政治活動用ポスター証紙交付票に使用する印を次のように定める。

令和元年10月13日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

亀岡市選挙管理委員会規程（昭和30年亀岡市選挙管理委員会告示第2号）第19条で定める亀岡市選挙管理委員会の印

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第100号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙においては、公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項、第4項又は第5項の規定による選挙立会人を定めるくじは、行わない。

令和元年10月17日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第101号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙における投票管理者職務代理者を次のとおり変更した。

令和元年10月18日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

選挙区	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第27投票区	省略	玉井しのぶ	省略	川勝洋太

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第102号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙における選挙会の日時を次のように変更する。

令和元年10月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

選挙会日時 令和元年10月20日
午後8時50分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第103号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙において当選した当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和元年10月21日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

住所	氏名
省略	桂川 孝裕

「揭示済」

農業委員会欄

告示

亀岡市農業委員会告示第2号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により別段の面積（下限面積）を次のとおり告示する。

令和元年10月8日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

別段の面積	適用する区域
1平方メートル	本梅町平松南垣内6番 本梅町平松南垣内6番1 本梅町平松南垣内6番2 東本梅町東大谷生子田16番1
30アール	1平方メートル区域を除く区域

附 則

令和元年亀岡市農業委員会告示第1号は、この告示の施行の日をもって廃止する。

「揭示済」

公 告

亀岡市農業委員会公告第11号

令和元年10月定例総会を下記のとおり公告する。

令和元年10月2日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

- 1 日 時
令和元年10月7日（月）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 3階
302・303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 農地取得に係る別段の面積（下限面積）の設定について
 - ・第4号議案 令和元年11月農用地利用集積計画（農地中間管理機構）

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第12号

令和元年11月定例総会を下記のとおり公告する。

令和元年10月30日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

- 1 日 時
令和元年11月5日（火）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 3階
302・303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第5号

亀岡市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

亀岡市指定給水装置工事事業者規程（平成10年亀岡市公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（指定の更新）

第6条の2 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前3条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

第11条第1項第3号及び第13条第5号中「政令第4条」を「政令第5条」に改める。

別記第1号様式中

「指定した事業者 住所
事業者名
代表者名

」を削り、

「指定した日 年 月 日」を

「指定した日 年 月 日

指定の有効期間 年 月 日から

年 月 日まで」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

第 号

亀岡市指定給水装置工事事業者証

事業者名

下記のとおり亀岡市指定給水装置工事事業者として指定する。

年 月 日

印

記

指 定 番 号 第 号

指定の有効期間 年 月 日から

年 月 日まで

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の指定を受けている亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号）第9条第1項に規定する指定給水装置工事事業者のこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）後の最初のこの規程による改正後の亀岡市指定給水装置工事事業者規程第6条の2第1項の更新については、同項中「5年ごと」とあるのは、「施行日の前日から起算して5年（当該指定を受けた日が施行日の前日の5年前の日以前である場合にあっては、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成31年政令第154号）第4条に定める期間）を経過する日まで」とする。

「揭示済」

亀岡市水道料金等収納事務委託規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第6号

亀岡市水道料金等収納事務委託規程の一部を改正する規程

亀岡市水道料金等収納事務委託規程（平成20年亀岡市上下水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及びコンビニエンスストア本部」を「、コンビニエンスストア本部及びスマートフォン等の電子機器による決済サービス（以下「スマホ決済サービス」という。）を提供する会社」に改める。

第4条第4号中「コンビニエンスストア」の次に「及びスマホ決済サービス」を加える。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、スマホ決済サービスによる収納については、この限りでない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第7号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程の一部を改正する規程

亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程（平成11年亀岡市公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号及び第2号中「エ」を「オ」に改める。

第4条第1項第4号中「カ」を「キ」に改め、同号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

第4条第1項第4号カ中「オ」を「カ」に改め、同号中カをキとし、イからオまでをウからカまでとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合

第4条第2項中「ウ」を「エ」に改める。

別記第2号様式中「エ」を「オ」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市上下水道部告示第17号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託の相手方

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
日本橋日銀通りビル5階

地銀ネットワークサービス株式会社
提供会社

LINE Pay株式会社

PayPay株式会社

2 委託した収納事務

亀岡市上下水道事業に係る公金（水道料金、下水道使用料及び水道メーター使用料）のスマートフォン等の電子機器による決済サービス収納事務委託

3 委託期間

令和元年10月1日から

令和2年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第18号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者取消の告示

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 取消処理日

令和元年8月2日

2 取消業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
190	有限会社 たけ設備工業	他谷 和之	京都市左京区田中 古川町26番地の5

3 取消理由

指定辞退届提出のため

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第19号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者取消の告示

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 取消処理日

令和元年8月2日

2 取消業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
58	関本組	関本 幸夫	亀岡市保津町貳番7-15

3 取消理由

指定辞退届提出のため

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第20号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者取消の告示

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 取消処理日

令和元年8月9日

2 取消業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
54	株式会社今西住設	今西 晃	京都府南丹市八木町室河原中河原11番地

3 取消理由

指定辞退届提出のため

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第21号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者取消の告示

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 取消処理日

令和元年8月13日

2 取消業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
72	人羅設備	人羅 武志	亀岡市畑野町土ヶ畑西谷3番地9

3 取消理由

指定辞退届提出のため

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第22号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者取消の告示

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 取消処理日

令和元年8月26日

2 取消業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
62	三貴住研	加藤 隆二	京都府南丹市園部町小桜町121番地18

3 取消理由

指定辞退届提出のため

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第23号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者取消の告示

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 取消処理日

令和元年7月22日

2 取消業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
60	有限会社 向日水道	福富 勇作	京都府向日市寺戸町小佃10番地9

3 取消理由

指定辞退届提出のため

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第24号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者取消の告示

令和元年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者に係る指定工事業者の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しないため、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第4号の規定により告示する。

記

1 指定取消処理日

令和元年9月1日

2 指定取消業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
29	徳屋設備工業	代表 川勝 義夫	亀岡市旭町広保垣内46番地
73	株式会社 テイサンハウス	代表取締役 杉山 康夫	亀岡市南つつじヶ丘桜台2丁目14番9号
180	有限会社 沢井建設	代表取締役 澤井 裕治	亀岡市河原林町河原尻北垣内15番地
254	有限会社 エムテック	代表取締役 余田 誠	亀岡市大井町かすみヶ丘10番3号

「揭示済」